

## 大宜味村農業委員会だより (11月号)

今回の申請締切は  
11月10日(木)です。

耕作された元気な畑から村の未来が見えます。

編集・発行：大宜味村農業委員会 ☎0980-44-3477 〒905-1392 大宜味村字大兼久 157 番地

9月総会の結果報告 第15期第25回農業委員会総会 開催9月26日(月)

番号	議案	申請地域	結果	内容
74	利用権の設定-1	田港	可	賃借権の設定(農地中間管理事業)(サトウキビ)
	利用権の設定-2	白浜	可	使用貸借権の設定(新規就農者)(キャッサバ)
	利用権の設定-3	大保	可	賃借権の設定 更新 (ソバ)
75	3条の許可申請	喜如嘉 他3地区	不可	親からの贈与(書類不備による取り消し)
76	非農地通知	謝名城 田港	可	荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断

総会の議事録は大宜味村のホームページで公開されています。

**遊休農地ゼロを目指して中間管理事業を活用しましょう！！**

### 人農地プラン見直し地域検討会を開催しました。(産業振興課)

人農地プランとは今後5年後、10年後の我々の地域農業のあり方をみんなで考える設計図のことで、この設計図を地域の人々で考えていこうというものです。

今回の検討会では毎年農業委員会で開催している、「農業者等との意見交換会」も兼ねて開催しています。

意見交換の場では、鳥獣害、シークワサーの消費拡大、農業用水の問題、村が行っている農業の支援事業等多くの課題について話合いました。

その後、農業委員会から全国農業新聞および農業者年金のPRや新しい法律のもとでの農業委員会の業務について説明を行いました。特に農業者年金のPRについては動画を上映して行いました。

検討会は9月22日から10月25日まで全ての地区を対象に11の会場で開催しました。

検討会の様子です。  
根路銘地区(上段)  
屋古地区(下段)



### 農地相談会を開催しました！ 大宜味フェア in 沖縄タイムスビル！！

9月30日から10月2日までの3日間、那覇市にある沖縄タイムス本社ビルにおいて大宜味フェアが開催されました。

農業委員会では農地を所有している等で問題を抱えている方に対し農地相談会を開催しました。非農地通知への対処法や、農地の相続、所有する農地の所在が分からない等の相談に対応しました。



**11 月は農業者年金加入推進強化月間です。**一人ひとりの農業者を応援する  
**農業者年金****農業者年金をおススメする 6 つのポイント**

1. 農業者なら広く加入できる。  
(農業従事日数が年間 60 日以上)
2. 積み立て方式・確定拠出型で安定した年金財政。
3. 保険料の国庫補助あり(認定農業者など)
4. 保険料の金額は自分で選べ、いつでも見直しができる。
5. 社会保険料控除など税制面での優遇措置
6. 終身年金(早く亡くなっても 80 歳までの分は保証付き)

加入は 60 歳未満まで！  
お早め！！  
夫婦でも加入できます。

**加入者の声 1****積立方式で安心、節税にもなる(夫婦で加入)**

新制度発足当初は、40 歳未満しか加入出来ないと思っていたが、60 歳未満であれば加入出来ると知り、また、旧制度とは違い積立方式で安心だし、節税にもなるので加入しました。

**保険料は全額社会保険料控除の対象となります。**

**加入者の声 2****農業者年金は農業者に必須(親子で加入)**

私は国民年金だけでは十分でないので、農業者年金、個人年金の三段仕込みです。農業者年金の魅力としては「社会保険料控除」と「政策支援」と思います。「他に国の補助のある積立年金はありません。とくに若い人の 5 割補助は絶対にお得ですね。

(後継者の息子さんも、相談会で説明を聞き加入しました。)

**認定農業者等に対し、保険料(月 2 万円)の最大 5 割の国庫助成(政策支援)があります。**

詳しくは J A 大宜味支店または大宜味村農業委員会まで

**農業者年金に加入しよう！ もっと早く知っていれば・・・(Kさん 56 才男性)**

**11 月は全国農業新聞の全国統一普及強調月間です。**

全国農業新聞とは全国農業会議所が発行する週刊の農業総合専門紙です。国の農業政策、市場動向、栽培技術に関する情報など営農するうえで必要な記事が充実しています。

契約すると毎週金曜日に自宅まで郵送します。購読料は年間 8,400 円(送料・税込み)です。

関心のある方は農業委員会窓口にサンプルおいてありますのでご覧ください。

**全国農業新聞を購読しましょう！ 良質な情報で良質な農業経営を！！**

**農地利用意向調査を行います。 遊休農地対策実施中です。**

8 月から行っていた農地利用状況調査が 11 月で終了します。今後は、調査によって遊休農地と判定された農地について農地所有者または利用者に対し、農地利用意向調査を行う予定です。

農地を貸したいと回答のあった農地については、「**農地中間管理機構**」等の関係機関を通して、農地の利用を希望する農家が期限を決めて利用出来るように設定し、農地有効利用を推進します。

遊休農地の状況

